

(毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則
  - 恩給の改定手続に関する規則
  - 恩給の改定及び請求手続に関する規則
  - 恩給給与細則の一部改正
  - 鳥取県定員等退職年金及び退職一時金に関する施行規則の一部改正
  - 農業改良資金利子補給規則の一部改正
  - 農業改良資金貸付規程の一部改正
  - 農業改良資金債務保証規程の一部改正
  - 農業改良資金貸付基準の全部改正
  - 農業改良資金債務保証基準の全部改正
- ◇告示
  - 農業改良資金貸付基準の全部改正
  - 農業改良資金債務保証基準の全部改正

## 規則

昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例により改定すべき恩給

の改定手続に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県規則第四十七号

昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例により改定すべき恩給の改定手続に関する規則

### (目的)

第一条 昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号。以下「条例」という。)の規定により改定すべき退職年金、公務傷病年金又は遺族年金(以下「改定すべき恩給」という。)の改定手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行および交付)

第二条 改定すべき恩給は、権利者の請求を待たずに改

定して、その年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書は、それぞれ従前の証書と引き換えに交付するものとする。

3 改定すべき恩給であつて昭和三十三年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及びその改定前の年額を表示した証書を発行する。

(公務傷病年金の加給改定)

第三条 昭和三十四年一月一日現に公務傷病年金を受けらる者で、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)第十九条の規定により準用する恩給法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百二十四号)による改正後の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第六十五条第四項及び第五項の規定による加給について改定を請求しようとする者は、公務傷病年金改定請求書(別記第一号様式)に加給の原因となる者の戸籍謄本及びその者が公務傷病年金を受ける者により出生当時から生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明らかにする

ことのできる申立書(別記第二号様式)を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類について調査の上、改定年額を表示した新証書を作成し、従前の証書と引き換えに交付するものとする。

(雑則)

第四条 前三条の規定により改定すべき恩給の改定手続について、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第一号様式

公務傷病年金年額改定請求書

- 一 恩給証書記号番号
- 二 証書の日付
- 三 恩給年額

昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)第六条第三項の規定によつて前記恩給を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地  
現住所

権利者 氏 名 印

鳥取県知事

殿

支給金庫

本文金庫

第二号様式

公務傷病年金の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名	出生年月日	公務傷病年金請求者との身分関係	生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

備考 生計関係欄には、公務傷病年金受給者と加給の原因となる子がその出生当時から引き続きこれと同居する者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

恩給法等の一部を改正する法律により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡辺 拾男

鳥取県規則第四十八号

恩給法等の一部を改正する法律により改正すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

(目的)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百二十四号。以下「法律第二百二十四号」という。)附則第四条及び第九条の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給又は扶助料(以下「改定すべき恩給」という。)であつて知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。(証書の発行及び交付)

第二条 改定すべき恩給は、権利者の請求を待たずに改定して、その年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書は、それぞれ従前の証書と引き換えに交付するものとする。

3 改定すべき恩給であつて、昭和三十三年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及びその改定前の年額を表示した証書を発行する。

(増加恩給の加給改定)

第三条 昭和三十四年一月一日現に増加恩給を受ける者で、法律第二百二十四号による改正後の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第六十五条第四項及び第五項の規定による加給について改定を請求しようとする者は、増加恩給年額改定請求書(別記第一号様式)に加給の原因となる者の戸籍謄本及びその者が増加恩給を受ける者により出生当時から生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明らかにすることのできる申立書(別記第二号様式)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類について調査の上、改定年額を表示した新証書を作成し、従前の証書と引き換えに交付するものとする。

(雑 則)

第四条 前三条の規定により改定すべき恩給の改定手続について、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県恩給給与細則（昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

増加恩給年額改定請求書

一 恩給証書記号番号

二 証書の日附

三 恩 給 年 額

恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百二十四号）附則第九条第三項の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本 籍 地

現 住 所

権 利 者 氏 名 印

鳥取県知事

殿

支給金庫

本支金庫

第二号様式

増加恩給の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名	出生年月日	増加恩給請求者の身分関係	生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

備考 生計関係欄には、増加恩給受給者と加給の原因となる子がその出生当時から引き続きこれと同居する者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県規則第四十九号

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第八条第二項、」の下に「第九条第一項、」を、「第十条第二項、」の下に「第十条ノ二第一項、第十条ノ四、」を加え、「第十条ノ六第二項、第十二条第二項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第十九条」を「第十条ノ六、第十条ノ七、第十条ノ八、第十条ノ十二、第十条ノ十四、第十一条第一項、第十六条ノ二又は第十九条」に改める。

別記第一号様式の次に次の様式を加える。

第一号様式之二

普通恩給改定請求書

一 普通恩給証書記号番号

一 証 書 の 日 附

一 普通恩給 年 額

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十三条（同法附則第二十四条の三又は同法附則第二十四条の四の規定による場合を含む。）の規定により前記普通恩給を改定されたく証書類を添えて請求する。

本 籍 地

現 住 所

年 月 日

氏 名 印

鳥取県知事

殿

支給金庫

〇〇金庫

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第九号様式の次に次の様式を加える。  
第九号様式之二

扶 助 料 改 定 請 求 書

一 扶助料証書記号番号

一 証 書 の 日 附

一 扶 助 料 年 額

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十三条（同法附則第二十四条の三又は同法附則第二十四条の四の規定による場合を含む。）の規定により前記扶助料を改定されたく証書類を添えて請求する。

本 籍 地

現 住 所

年 月 日

氏 名 印

鳥取県知事

殿

支給金庫

〇〇金庫

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第十八号様式の次に次の三十一様式を加える。  
第十八号様式の二

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による普通恩給失権事由非該当申立書  
年 月 日 (官職) を退職した後三年をこえる懲役若しくは禁この刑又は在職中の職務に  
関する犯罪により、禁こ以上の刑に処せられる等恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に  
該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の三

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による普通恩給失権事由非該当申立書

右の者は、  
年 月 日 (官職) を退職した後死亡まで三年をこえる懲役若しくは禁この刑  
又は在职中の職務に関する犯罪により、禁こ以上の刑に処せられる等恩給法に規定する普通恩給を受ける  
権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の四

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料失権失格事由非該当申立書  
年 月 日 公務員死亡後三年をこえる懲役又は禁この刑に処せられる等恩給法に規定する扶  
助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の五

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による普通恩給請求者の普通恩給既裁定申立書  
旧恩給法の特例に関する件 (昭和二十一年勅令第六十八号) 施行前に (官職、階等) を退職したことによ  
り、(証書記号) 第 号 ( 年 月 日附) の普通恩給証書を受けたことがあることを  
申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

備考 恩給証書の記号番号又はその日附が不明であるときは、これらの事項を記載する必要はない。

第十八号様式の六

昭和二十八年法律第五十五号附則の規定による扶助料請求者の普通恩給既裁定申立書

氏名

右の者は、旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）施行前に（官職、階等）を退職したことにより、（証書記号）第 号（ 年 月 日附）の普通恩給証書を受けたことがある者であることを申し立てる。

年 月 日

氏名印

第十八号様式の七

昭和二十八年法律第五十五号附則第二十二條又は第二十九條の規定による恩給請求者

の増加恩給又は傷病年金既裁定申立書

旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）施行前に（官職）を退職し、（証書記号）第 号（ 年 月 日附）の恩給証書を受けたことがあることを申し立てる。

年 月 日

氏名印

第十八号様式の八

昭和二十八年法律第五十五号附則第二十二條第四項本文の規定に係る増加恩給又は

傷病年金に関する申立書

請求者が旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）施行の際受けていた増加恩給又は傷病年金は、終身給せられた恩給（無期の恩給）であつたことを申し立てる。

年 月 日

氏名印

第十八号様式の九

昭和二十八年法律第五十五号附則第二十二條第四項但書の規定に係る増加恩給又は

傷病年金に関する申立書

一 請求者の傷病の程度については、恩給請求書に添付した診断書等により新たに査定されたい。

一 請求者が旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）施行の際受けていた増加恩給又は傷病年金は、終身給せられた恩給（無期の恩給）であつた。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

氏名印

第十八号様式の十

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の扶助料既裁定申立書  
(官職、階等、氏名) が旧恩給法の持例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号) 施行前に(死因)に  
因り死亡したことにより、(証書記号) 第 号( 年 月 日附)の扶助料証書を受け  
たことがあることを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の十一

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の扶助料既裁定申立書

氏 名

右の者は、(官職、階等、氏名) が旧恩給法の持例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号) 施行前に  
(死因)に因り死亡したことにより、(証書記号) 第 号( 年 月 日附)の扶助料  
証書を受けたことのある者であることを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

備考

- 一 恩給証書の記号番号又はその日附が不明であるときは、これらの事項を記載する必要はない。
- 一 公務員の死因については、公務に起因する傷病(戦死、戦病死、その他の公務死)若しくは増加恩給受給中の公務に起因しない傷病又は退職後の疾病等を明記すること。

第十八号様式の十二

昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十五条第二項非該当申立書

昭和二十八年八月一日現在においては、公務員又は公務員とみなされる者として在職していなかったこと  
及び恩給法第五十八条ノ二に規定する普通恩給を停止すべき事由に該当していなかったことを申し立て  
る。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の十三

昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十五条第二項非該当申立書

昭和二十八年八月一日現在においては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十五条第二項に規定する普通恩給を停止すべき事由に該当してしたが、年 月 日に至り公務員又は公務員とみなされる者を退職し、且つ、恩給法第五十八条ノ二に規定する普通恩給を停止すべき事由に該当しなくなつたものであることを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の十四

昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十九条第四項非該当申立書

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十九条第四項の規定に該当する者でないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の十五

昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十九条第四項非該当申立書

年 月 日から、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十九条第四項の規定に該当する者でなくなつたことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の十六

昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十四条の三又は第二十九条の二の規定に係る

拘禁に関する証明書

氏 名

右の者は、公務員としての在職中の職務に関連して旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第百二十五号）による改正前の旧恩給の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第八條第一項の規定に該当し、年 月 日から 年 月 日までの間拘禁されていたことを証明する。

年 月 日

法務大臣（又は厚生大臣） 印

第十八号様式の十七

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による普通恩給請求者の一時恩給を将来請求しないことの申立書  
恩給法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定による一時恩給は、将来も請求しないことを申し立てる。

年 月 日

氏

名

印

第十八号様式の十八

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時恩給を将来請求しないことの申立書  
公務員 氏 名  
年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定による一時恩給は、将来も請求しないことを申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係

氏

名

印

第十八号様式の十九

昭和二十八年法律第百五十五号の附則規定による扶助料請求者の一時扶助料を将来請求しないことの申立書  
恩給法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定による一時扶助料は、将来も請求しないことを申し立てる。

年 月 日

氏

名

印

第十八号様式の二十

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の先順位者に係る一時扶助料を将来請求しないことの申立書  
(公務員の氏名及び公務員との身分関係)  
年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた恩給法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定による一時扶助料は、将来も請求しないことを申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係

氏

名

印

第十八号様式の二十一

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による一時恩給請求者の一時恩給既裁定申立書

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則の規定により、第 号（ 年 月 日附）の一時恩給裁定通知書を受けたことがあることを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の二十二

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による一時扶助料請求者の一時恩給既裁定申立書

年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則の規定による一時恩給を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請求し、第 号（ 年 月 日附）の一時恩給裁定通知書を受けたことがあることを申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係

氏 名 印

第十八号様式の二十三

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による一時扶助料請求者の一時扶助料既裁定申立書

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則の規定により、第 号（ 年 月 日附）の一時扶助料裁定通知書を受けたことがあることを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の二十四

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による普通恩給請求者の一時恩給に関する申立書

一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則の規定により、第 号（ 年 月 日附）の一時恩給裁定通知書を受けたことがある。  
一 昭和三十年法律第百四十三号による改正前の昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定により給された一時恩給を返還しない。  
右のとおり申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の二十五

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による一時扶助料請求者の先順位者に係る  
一時扶助料既裁定申立書

(公務員の氏名及び公務員との身分関係)

氏 名

年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた恩給の一部を改正する法律の一部を改正

する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法  
律第百五十五号)附則の規定による一時扶助料を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請求し、第

( ) 年 月 日(日附)の一時扶助料既裁定通知書を受けたことがあることを申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係

氏 名 印

第十八号様式の二十六

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による普通恩給請求者の一時恩給に関する  
申立書

一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩  
給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定により、第 号) 年

月 日附)の一時恩給既裁定通知書を受けたことがある。

一 昭和三十年法律第百四十三号による改正前の昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定により給された  
一時恩給を返還する。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の二十七

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時恩給に関する申立書

公務員 氏 名

一 年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定による一時恩給を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請求し、第 号( ) 年 月 日附)の一時恩給裁定通知書を受けたことがある。

一 昭和三十年法律第百四十三号による改正前の昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定により給された一時恩給を返還しない。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係

氏 名 印

第十八号様式の二十八

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時恩給に関する申立書

公務員 氏 名

一 年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定による一時恩給を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請求し、第 号( ) 年 月 日附)の一時恩給裁定通知書を受けたことがある。

一 昭和三十年法律第百四十三号による改正前の昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定により給された一時恩給を返還する。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係

氏 名 印

第十八号様式の二十九

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時扶助料に関する  
申立書

一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定により、第 年 月 日附)の一時扶助料裁定通知書を受けたことがある。  
一 昭和三十年法律第百四十三号による改正前の昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定により給された一時扶助料を返還しない。  
右のとおり申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の三十

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時扶助料に関する  
申立書

一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定により、第 年 月 日附)の一時扶助料裁定通知書を受けたことがある。  
一 昭和三十年法律第百四十三号による改正前の昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定により給された一時扶助料を返還する。  
右のとおり申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

第十八号様式の三十一

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の先順位者に係る一時扶助料に関する申立書

(公務員の氏名及び公務員との身分関係)

氏 名

一 年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定による一時扶助料を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請求し、第

号( 年 月 日附)の一時扶助料裁定通知書を受けたことがある。

一 昭和三十年法律第百四十三号による改正前の昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定により給された一時扶助料を返還しない。  
右のとおり申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係

氏 名 印

第十八号様式の三十二

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の先順位者に係る一時扶助料に関する申立書

(公務員の氏名及び公務員との身分関係)

氏 名

一 年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定による一時扶助料を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請求し、第

号( 年 月 日附)の一時扶助料裁定通知書を受けたことがある。

一 昭和三十年法律第百四十三号による改正前の昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定により給された一時扶助料を返還する。  
右のとおり申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係

氏 名 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県規則第五十一号

鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県規則第五十二号

鳥取県農業改良資金利子補給規則(昭和三十一年七月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表に次の一項を加える。

農林大臣の定める規模をこえない規模の草地の造成又は改良の事業に要する資金	年五分
--------------------------------------	-----

附則

この規則は、公布の日から施行し昭和三十三年四月二十一日から適用する。

鳥取県告示第五百二十七号

鳥取県農業改良資金貸付規程(昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十三号)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

第二条第一項の表を次のように改める。

技術導入資金の種類	償還期間
一 保温折衷苗代を設置するために必要な資材の購入に要する資金	一年以内
二 たねの共同育苗ほを設置するために必要な資材の購入に要する資金	"
三 野菜又は草花の不時栽培(特別の保護を加えて、通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法という。)を行うための施設(農林大臣の定めるものに限る。)を設置するために必要な資材の購入に要する資金	二年以内
四 寒冷地における雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する省令(昭和三十三年農林省令)	二年以内

第四十七号) 第二条第二項の規定により国有雌牛の飼育管理の委託を受けた者が作付方式を転換して当該雌牛の飼料となる飼料作物を栽培するのに必要な資材の購入に要する資金	秋水落田改良三年以内 酸性土壤改良二年以内
五 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	三年以内
六 桑園の改植を行うために必要な資材の購入に要する資金	三年以内
七 防災桑園(風雨による耕土の流亡等土壤の浸しよくの防止を目的として設置される桑園をいう。)を設置するために必要な桑苗の購入に要する資金	三年以内
八 水田における冷永による被害の防止施設を設置するために必要な資材の購入に要する資金	三年以内
九 畑作経営を改善するために国有又は県有のトラクターにより耕起その他の農作業を行うのに必要な資金	三年以内

附則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月二十一日から適用する。

鳥取県告示第五百二十八号

鳥取県農業改良資金債務保証規程(昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

第三条の表中、一の項を削り、二の項を一の項とし、以下十七の項まで順次一づつ繰り上げ、十八の項を十七の項とし、同項の次に次の一項を加える。

一八 農林大臣の定める規模をこえない規模の草地の造成又は改良の事業に要する資金	年五分	十年以内	一年
---	-----	------	----

第七条中「元本」を「残存元本」に改める。第十七条第一項中「債務保証基金をもつてこれを弁済するものとする。」を「当該債務の額の二〇〇分の八〇に相当する額を債務保証基金をもつて弁済するものとする。」に改める。

- 附 則
- この規程は、昭和三十三年四月二十一日から適用する。
  - 昭和三十一年度及び昭和三十二年度に借り入れた施設資金については、なお従前の例による。

鳥取県告示第五百二十九号  
鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十三年十月鳥取県告示第五百四十一号）の全部を次のように改正する。

昭和三十三年十一月十四日  
鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男  
鳥取県農業改良資金貸付基準  
鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）第二条の規定に基く鳥取県告示第五百四十一号の全部を次のように改正する。

資 金 の 種 類	貸付対象資材	貸 付 の 相 手 方	標 準 事 業 費	貸付申請時期 (貸付決定時期)
一 保温折衷苗代を設置するために必要な資材の購入に要する資金	温 床 紙	水稲健苗育成施設普及促進法（昭和二十九年法律第二百二十三号）第三条第三項の規定により知事が寒冷地区として指定した区域内の農業者又はその組織する団体に限る。	坪当 温床紙購入 五五円	一 月 (二 月)
二 なたねの共同育苗ほを設置するために必要な資材の購入に要する資金	種子、肥料、諸材料	農業者の組織する団体に限る。	反当 苗ほ 二、四二〇円	八 月 (九 月)
三 野菜又は草花の不時栽	塩化ビニールフ		反当	十 月 十一月

五 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	耕土培養法施行規則第一条に規	耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の定めるところに	貸付の都度決定する。	秋落水田改良 十二月
四 寒冷地における雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和三十三年農林省令第四十七号）第二条第二項の規定により国有雌牛の飼育管理の委託を受けた者が作付方式を転換して当該雌牛の飼料となる飼料作物を栽培するのに必要な資材の購入に要する資金	種子、肥料 イルム等合成樹脂フィルム	寒冷地における雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する省令第二条第二項の規程により国有雌牛の飼育管理の委託を受けた者又はその組織する団体に限る。	反当 乳牛用飼料畑 一、一八四円 和牛用飼料畑 一、〇八四円	十 月 (十一月)
三 特別な保護を加えて、通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法をいう。）を行うための施設（農林大臣の定めるものに限る。）を設置するために必要な資材の購入に要する資金			ピニールフィルム購入費 三、四、五六〇円	(十二月)

九 畑作経営を改善するため に固有又は県有のト 要する資金	八 水田の水口における冷 水による被害の防止施 設を設置するために必 要な資材の購入に要す る資金	七 防災桑園(風雨による 耕土の流亡等土壌の侵 しよく防止を目的とし て設置される桑園をい う。)を設置するため に必要な桑苗の購入に 要する資金	六 桑園の改植を行うため に必要な資材の購入に 要する資金	より行う耕土培養事業を施行する 農業者又はその組織する団体に限 る。	反当 桑苗(六〇〇本) 四、二〇〇円	十月 (十一月)
九 畑作経営を改善するた めに固有又は県有のト 要する資金	八 水田の水口における冷 水による被害の防止施 設を設置するために必 要な資材の購入に要す る資金	七 防災桑園(風雨による 耕土の流亡等土壌の侵 しよく防止を目的とし て設置される桑園をい う。)を設置するため に必要な桑苗の購入に 要する資金	六 桑園の改植を行うため に必要な資材の購入に 要する資金	より行う耕土培養事業を施行する 農業者又はその組織する団体に限 る。	反当 桑苗(八〇〇本) 五、六〇〇円	十月 (十一月)
九 畑作経営を改善するた めに固有又は県有のト 要する資金	八 水田の水口における冷 水による被害の防止施 設を設置するために必 要な資材の購入に要す る資金	七 防災桑園(風雨による 耕土の流亡等土壌の侵 しよく防止を目的とし て設置される桑園をい う。)を設置するため に必要な桑苗の購入に 要する資金	六 桑園の改植を行うため に必要な資材の購入に 要する資金	より行う耕土培養事業を施行する 農業者又はその組織する団体に限 る。	反当 硬質ビニール板(二三 メートル) 五、二〇〇円	四月 (五月)
九 畑作経営を改善するた めに固有又は県有のト 要する資金	八 水田の水口における冷 水による被害の防止施 設を設置するために必 要な資材の購入に要す る資金	七 防災桑園(風雨による 耕土の流亡等土壌の侵 しよく防止を目的とし て設置される桑園をい う。)を設置するため に必要な桑苗の購入に 要する資金	六 桑園の改植を行うため に必要な資材の購入に 要する資金	より行う耕土培養事業を施行する 農業者又はその組織する団体に限 る。	反当 耕起 三〇〇円	

ラクターにより耕起そ の他の農作業を行うの に必要な資金	に 限る。	砕土 一三〇円 うねたて 二三〇円 中耕 一五〇円 心土破碎 三五〇円 石灰撒布 八〇円 運搬 四五〇円 その他は貸付の都度決 定する。
------------------------------------	----------	---

鳥取県告示第五百三十号  
鳥取県農業改良資金債務保証基準(昭和三十三年十月  
鳥取県告示第五百四十二号)の全部を次のように改正す  
る。

昭和三十三年十一月十四日  
鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県農業改良資金債務保証基準  
鳥取県農業改良資金債務保証規程(昭和三十一年七月

鳥取県告示第三百二十一号)に基き保証の対象となる施  
設資金は同規程によるほか、この基準によるものとす  
る。

資金の種類	貸付対象施設の種類	貸付の相手方	標準事業費	債務保証 申請時期	債務保証 決定時期
一 耕作用トラクターの取得に要する資金	農用小型トラクター	開拓者及び自作農維持創設資金融通法(昭和三十年法律百六十五号)に基づく貸付を受けた者を除く。	動力耕うん機 一台 二五〇、〇〇〇円 テトラ型トラクター 一台 一五〇、〇〇〇円	四月 八月	五月 九月
二 回転まぶし、その他の改良まぶしの取得に要する資金	回転まぶし、その他これに準ずる改良まぶし	同 右	回転まぶし一組四〇〇円ただし、一申請者当り二〇組以上のセットに限る	四月 七月	五月 八月
三 病害虫防除用動力機具の取得に要する資金	動力付噴霧機及びその他の動力用防除機具	同 右	動力噴霧機 一台 一〇〇、〇〇〇円 動力撒粉機 一台 四八、〇〇〇円 ミスト機 一台 五四、〇〇〇円 兼用機 一台 六〇、〇〇〇円	四月 五月	五月 五月
四、畜力用農機具の取得に要する資金	畜力用農機具	同 右	畜力用農機具一台につき すき 六、〇〇〇円 カルチベーター本機 六、〇〇〇円 カルチベーター部品(六種類) 八、〇〇〇円	四月 八月	五月 九月
五 穀物乾燥機の取得に要する資金	穀物乾燥機及び附帯施設	同 右	碎土機 五、〇〇〇円 水田培土機 六、〇〇〇円 みぞさらえ機 六、〇〇〇円 水田中耕除草機 四、〇〇〇円 火力式(五石入) 五〇、〇〇〇円 貯水そう及び附帯施設 反当 二五〇石入 一基 一〇〇、〇〇〇円 かん水機、原動機及び附帯施設 一基 七五、〇〇〇円	八月 五月	九月 六月
六 果樹又は野菜の給水施設の取得又は造成に要する資金	果樹園かんがい用貯水そう及び附帯施設並びにかん水ポンプ及び附帯施設	同 右	かん排水機、原動機及び附帯施設 一基 七五、〇〇〇円	四月 九月	五月 十月
七 簡易かんがい排水施設の取得又は造成に要する資金	かんがい排水用ポンプ及び附帯施設	同 右	動力カッター 吹上式 一台三五、七〇〇円 切落式 一台一五、〇〇〇円 原動機を同時に必要とする場合は次を加える。 モーター(三馬力)	四月 十月	五月 十月
八 飼料用動力カッターの取得に要する資金	飼料用動力カッター	開拓者、集約酪農地域内において乳牛を飼育する者、自作農維持創設資金融通法に基づく貸付を受けた者及び寒冷地における雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する省		四月 十月	五月 十月

資金の種類	貸付対象施設の種類	貸付の相手方	標準事業費	債務保証 申請時期	債務保証 決定時期
一 耕作用トラクターの取得に要する資金	農用小型トラクター	開拓者及び自作農維持創設資金融通法(昭和三十年法律百六十五号)に基づく貸付を受けた者を除く。	動力耕うん機 一台 二五〇、〇〇〇円 テトラ型トラクター 一台 一五〇、〇〇〇円	四月 八月	五月 九月
二 回転まぶし、その他の改良まぶしの取得に要する資金	回転まぶし、その他これに準ずる改良まぶし	同 右	回転まぶし一組四〇〇円ただし、一申請者当り二〇組以上のセットに限る	四月 七月	五月 八月
三 病害虫防除用動力機具の取得に要する資金	動力付噴霧機及びその他の動力用防除機具	同 右	動力噴霧機 一台 一〇〇、〇〇〇円 動力撒粉機 一台 四八、〇〇〇円 ミスト機 一台 五四、〇〇〇円 兼用機 一台 六〇、〇〇〇円	四月 五月	五月 五月
四、畜力用農機具の取得に要する資金	畜力用農機具	同 右	畜力用農機具一台につき すき 六、〇〇〇円 カルチベーター本機 六、〇〇〇円 カルチベーター部品(六種類) 八、〇〇〇円	四月 八月	五月 九月

九 簡易肥料配合施設の取得に要する資金	肥料配合機及び附常施設	令(昭和三十二年十月三日農林省令第四十七号)に基き県から国有雌牛の飼育の管理委託を受けることになつた者を除く。	一台 二〇、〇〇〇円 発動機(二馬力) 三五、〇〇〇円	八月	九月
十 果樹だなの造成に要する資金	なし又はぶどうの果樹だなの新設	開拓者を除く。	肥料配合機 一台 一四五、〇〇〇円 ひよう量機 一台 八、〇〇〇円 果樹だなの施設 反当 四八、〇〇〇円	十月	十二月
十一 農業者の副業として農産加工を行うために必要な施設の取得に要する資金	副業として営む農産加工のための機械器具及び附帯施設	わら加工機械については開拓者及び自作農維持創設資金融通法に基く貸付を受けたる者を除く。	(1) わら加工施設動力わら打機 一台 二〇、〇〇〇円 " 製じよう機 一台 三〇、〇〇〇円 動力製えん機 一台 三五、〇〇〇円 " なわ仕上機 一台 一二〇、〇〇〇円 共同加工場の場合は機械	九月	十月

十二 たい肥舎の造成に要する資金	たい肥舎の新設	開拓者、集約酪農地域内で乳牛を飼育する者、自作農維持創設資金融通法に基く貸付を受けた者「寒冷地における雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(昭和三十二年十月三日農林省令第四十七号)に基き、県から国有雌牛の飼育の管理委託を受けることになつた者及び地すべり等防止法第二十四条第三項の関連事業計画に基き本施設を設置する者を除く。	のほか上屋を認める。 (2) つけ物施設 タンク(二〇〇石分) 二〇〇、〇〇〇円 上屋(二〇坪) 一〇〇、〇〇〇円 (3) 乾燥施設 乾燥機 一台 一二〇、〇〇〇円 上屋(五坪) 一〇〇、〇〇〇円 小型一むね当り六坪(坪当り九、〇〇〇円) 五四、〇〇〇円	六月	七月
------------------	---------	--	--	----	----

